

小中学校及び義務教育学校における  
校内LAN環境整備業務委託に係る  
公募型プロポーザル募集要項

令和 2年 9月

成田市教育委員会

教育部教育総務課



# 募 集 要 項

## 1 目的

成田市では、新学習指導要領及びGIGAスクール構想の理念に基づき、主体的・対話的で深い学びを実現し、一斉学習、個別学習、協働学習を通じた児童生徒の情報活用能力の育成に必要なICT環境を整備するため、市内小中学校及び義務教育学校における校内LANの整備及びタブレット端末用充電保管庫の設置を行う。

本事業においては、学校教育におけるICT環境を将来に向けて最適化することが求められるものであり、価格のみによることなく、機器選定や構成、ネットワーク構築において、条件に見合った高度な知識、経験及び技術力を有する事業者を選定することから、公募型のプロポーザル方式（以下、「プロポーザルという。」）により、受注予定者を選定するものとする。

## 2 業務概要

- (1) 事業名称 小中学校及び義務教育学校における校内LAN環境整備業務委託
- (2) 発注者 成田市
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務内容 別紙「小中学校及び義務教育学校における校内LAN環境整備業務委託に係る仕様書」のとおり

## 3 提案限度額

小中学校及び義務教育学校における校内LAN環境整備業務委託（以下、「本業務」という。）に係る提案限度額は、478,918,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 4 参加資格

- (1) 本業務のプロポーザルへ参加できる者は、次の要件のすべてを満たすこととする。

- ① プロポーザルの参加募集から受注予定者の決定の日までの令和2・3年度成田市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に「委託」部門「情報処理」として掲載されている者。
  - ② 電気通信工事について特定建設業又は一般建設業の許可を有している者。
  - ③ プロポーザルの参加募集から受注予定者の決定の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市建設工事等暴力団対策措置要綱の規定による指名除外を受けていない者。
  - ④ プロポーザルの参加募集から受注予定者の決定の日までの資格者名簿に、所在区分が市内業者、準市内業者又は県内業者として掲載されている者。
  - ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
    - ア 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は受注予定者の決定の前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
    - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
    - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (2) 募集開始日時点において上記（1）の要件を満たしていた者が、契約締結までに要件を満たさなくなった場合には、その時点で参加資格を失う。

## 5 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和 2年 9月10日(木)	公募開始
令和 2年 9月16日(水)	質問受付締切
令和 2年 9月23日(水)	質問回答
令和 2年 9月28日(月)	参加申請及び企画提案書受付締切
令和 2年 9月29日(火)～10月1日(木)	第一次審査（書類審査）
令和 2年10月 1日(木)	第一次審査結果通知
令和 2年10月 5日(月)	第二次審査（プレゼンテーション審査）
令和 2年10月上旬	受注予定者の選定及び審査結果通知
令和 2年10月中旬【予定】	受注予定者の決定及び仮契約の締結
令和 2年10月下旬【予定】	本契約の締結

## 6 募集方法

### (1) 公募開始年月日

令和2年9月10日（木）

### (2) 実施要項等の配布方法

印刷物での配布は行わないため、市ホームページからダウンロードすること。

## 7 評価方法及び評価基準

本プロポーザルは、「小中学校及び義務教育学校における校内LAN環境整備業務委託に係る受注予定者選定方針」に基づき、「小中学校及び義務教育学校における校内LAN環境整備業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」とする。）第2条に規定する選定審査委員会が評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

第一次審査は書類審査（配点は別表のとおり）とし、提案者が4者以上のときは第二次審査に進出する3者を選定する。ただし、提案者が3者以下のときは、全提案者を第二次審査に進出させる。

第二次審査はプレゼンテーションによる審査（配点は別表のとおり）とし、第一次審査と第二次審査の評価得点を合計して順位を決定し、評価順位が第一位の者を受注予定者として選定する。

## 8 プロポーザル募集から受注予定者決定までの手続き

### (1) 質問の受付及び回答

#### ① 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

- 1) 質問方法：質問書（様式1）を記入した上で、下記の電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。
- 2) 電子メールアドレス：[kyosomu@city.narita.chiba.jp](mailto:kyosomu@city.narita.chiba.jp)
- 3) 電子メールの件名：校内LAN環境整備プロポーザル質問書（法人名）
- 4) 質問受付期間：令和2年9月10日(木)～9月16日(水)正午

#### ② 質問の回答

質問事項への回答は、令和2年9月23日(水)までに市ホームページ上に掲載する。

## (2) 参加申請及び企画提案書の提出

参加申請及び企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

### ① 提出書類

- 1) 企画提案書等提出届 (様式 5)
- 2) 参加申請書 (様式 2)
- 3) 企業の概要 (様式 3)
- 4) 業務実績調書 (様式 4)
- 5) 企画提案書
- 6) 製品及び機器要件一覧 (様式 6)
- 7) 本業務の実施体制
- 8) 見積書 (明細書添付) (様式 7)
- 9) 工程計画表
- 10) 本業務を受注した場合の実務担当者の経歴及び実績
- 11) 電気通信工事に関する建設業の許可を証する書類 (写し)
- 12) その他必要と思われる資料

※ 1) ~12) の順序でインデックスを付け、A4 フラットファイルに長辺綴じで作成し、**正本 1 部・副本 10 部**を提出すること。

### ② 提出書類の作成に係る留意事項

#### 1) 企画提案書

・別紙：「小中学校及び義務教育学校における校内 LAN 環境整備業務委託に係る仕様書」に基づく業務内容について作成し、実施にあたっての取組み、手法、体制等について提案すること。また、以下の点について記載すること。  
なお、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

- (a) 今回の提案におけるコンセプトについて
- (b) 機器選定の理由 (機能及び保証内容等) について
- (c) 災害時等における避難者向け機能について
- (d) 授業などの学校業務への配慮、施工時における安全対策について
- (e) 保守運用の体制、障害等発生時の対応方法等について

#### 2) 本業務の実施体制

・本業務における実施体制について、業務従事者一覧 (プロジェクト責任者以下、主な従事者の役職及び氏名、実績、経歴、所有する資格等を明記) を記載すること。また、実施体制において、組織体制上の優位性等があれば記載すること。

3) 見積書

- ・見積書は提案限度額を超えないものとする。
- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・消費税及び地方消費税の税率は、10%として見積もること。

4) 本業務を受注した場合の実務担当者の経歴及び実績

- ・氏名及び生年月日、年齢を記入すること。
- ・所属する部署及び役職等、実務年数、保有資格を記入すること。
- ・本業務に関連する代表実績について、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額（業務規模）」を記入すること。
- ・業務実績に記入した業務の分担業務分野及び立場を記入すること。

③ 提出期限

令和2年9月28日(月)17時まで（必着）

受付時間は、平日の9時から17時とする。

④ 提出先及び問い合わせ先

〒286-8585 成田市花崎町760番地

成田市教育委員会 教育部 教育総務課

電話：0476-20-1580（直通）

⑤ 企画提案書の提出方法

持参または郵送とし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しない。郵送の場合は、配達業者の事情は一切考慮しないので注意すること。

⑥ 企画提案書全般に係る留意事項

- 1) 参加希望者一人につき、提案は一件とする。
- 2) 提出された書類は返却しない。
- 3) 提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- 4) 提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- 5) 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- 6) 提出された企画提案書を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- 7) 実施要領第6条の各号の一に該当する場合、その企画提案書は無効とする。

### (3) 第一次審査

選定審査委員会は、提出された企画提案書等の内容について、第一次審査を行い、上位3者を選定する。(提案者が3者以下のときは、全提案者を選定する。)

選定結果については、令和2年10月1日(木)までに参加申請書(様式2)に記載された担当者の電子メールアドレス宛に通知するとともに、後日文書で通知する。また、選定結果の異議申し立ては受け付けない。

### (4) 第二次審査

企画提案書をもとにプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションは、業務を受注した場合の担当責任者が行うこととし、持ち時間は30分以内(20分程度の企画提案と10分程度の質疑応答)とする。

第二次審査の実施日時は、令和2年10月5日(月)とし、場所、時間等の詳細については、審査対象となった事業者に連絡する。

### (5) 受注予定者の決定

#### ① 受注予定者の選定

第一次審査と第二次審査の評価点を合計して決定した、評価順位が第一位の者を、実施要領第5条に基づき受注予定者として選定するものとする。

#### ② 選定結果の通知

選定結果については、審査終了後結果を各提案者に通知するものとする。なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとする。また、選定結果の異議申し立て及び審査内容の詳細についての問い合わせは、一切応じない。

#### ③ 受注予定者の決定

受注予定者は、企画提案書の内容等に基づき、契約締結に向けた諸条件について、市と協議を行った上で、仕様書を確定させる。なお、提案の内容が全て契約仕様書に盛り込まれるものとは限らない。

協議が整い次第、市長は受注予定者として決定し、仮契約手続きを行う。協議が整わない場合、次点交渉権者と協議により契約を締結する場合がある。



## (6) その他

### ① 評価項目と配点 (別表)

別表

	評価項目	配点
第一次審査	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務実績</li><li>・業務実施体制</li><li>・企画提案におけるコンセプト</li><li>・見積書の妥当性、見積額</li></ul>	100
第二次審査	<ul style="list-style-type: none"><li>・スケジュールの妥当性</li><li>・導入機器の機能及び保証内容</li><li>・災害時等における避難者向け機能</li><li>・授業など学校業務への配慮、施工時における安全対策</li><li>・保守運用</li><li>・企画提案書に沿った的確な説明、適切な質疑応答</li></ul>	130

### ② 参加辞退

参加申請書類の提出後に、本プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに、「8 プロポーザル募集から受注予定者決定までの手続き (2) 参加申請及び企画提案書の提出 ④提出先及び問い合わせ先」に連絡するとともに、参加辞退届 (様式 8) に辞退の理由を明記して提出すること。

### ③ 審査結果の公表

市ホームページにおいて受注予定者を公表する。

## 9 契約及び契約締結時期

- (1) 受注予定者は、指定する日までに本市と仮契約を締結しなければならない。仮契約については、本市の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和39年条例第2号)の規定に基づき、当該契約が成田市議会において可決された場合に本契約として成立する旨の条項を付し、成田市議会の議決後に本契約として有効となるものである。成田市議会の可決が得られないときは、本件の契約は無効とする。

- (2) 受注予定者決定の日から成田市議会の議決の時までにおいて、「4 参加資格」に掲げる条件（「受注予定者の決定の日」は「成田市議会の議決の時」と読み替える。）を満たさなくなった場合、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すこととし、仮契約の締結後であれば仮契約を解除する。

## 10 その他

### (1) 契約保証金

- ・契約保証金は、契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、保険会社等との間で履行保証保険契約を締結した時は免除とする。

### (2) プロポーザルの中止等

- ・やむを得ない理由により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合において、応募にかかわるすべての経費は本市に請求できないこととする。